



健感発第 0808001 号
平成 17 年 8 月 8 日

各 (都道府県
政令市
特別区) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 124 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく動物の輸入届出制度に関連する告示が平成 17 年 7 月 27 日に公布され、同年 9 月 1 日から施行し、又は適用されることとされたところであるが、その概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、了知の上、関係者に対して周知されたい。

記

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）の一部改正

(1) 第 29 条第 3 項第 2 号関係

不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の施行に伴い、「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改めること。

(2) 第 29 条第 3 項第 4 号及び別表第 1 の第 2 項関係

齧歯目に属する動物であって、感染性の疾病の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのないことが確認され、動物を介して人に感染するおそれのある疾病が発生し、又はまん延しないよう衛生的な状態で管理されているもの（以下「高度な衛生管理がなされている齧歯目に属する動物」という。）

について、届出書に添付すべき書類、当該届出書の記載事項等を定めること。

(3) 第31条第1項の第9号関係

高度な衛生管理がなされている齧歯目に属する動物について、衛生証明書の記載事項を定めること。

(4) 別表第2関係

届出書の提出先のうち、「名古屋検疫所名古屋空港検疫所支所」を「名古屋検疫所中部空港検疫所支所」に改めること。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成16年厚生労働省告示第336号）の一部改正

(1) 第1号関係

不動産登記法の施行に伴い、「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改めること。

(2) 第2号関係

届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類として、住民票の謄本及び抄本、住民票記載事項証明書、登録原票の写し並びに登録原票記載事項証明書を新たに定めること。

3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成16年厚生労働省告示第337号）の一部改正

(1) 第2号関係

不動産登記法の施行に伴い「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改めること。

4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状（平成17年厚生労働省告示第352号）の制定

高度な衛生管理がなされている齧歯目に属する動物を輸入の際入れるべき容器の材質及び形状を定めたこと（別紙参照）。

(別紙)

高度な衛生管理がなされている齧歯目に属する動物（SPF実験動物）を入れる容器の材質及び形状

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第1の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状は、具体的には、国際航空輸送協会（IATA）の生きた動物に関する規約に準拠し、以下のとおりである。

1 容器の材質

(1) 本体

耐水加工された段ボールやプラスチック等（木材は除く。）

(2) 内表面

金網やプラスチックシートにより、SPF実験動物により本体が損傷しないようにされており、換気用のフィルターは耐水性があり破けないこと。

2 容器の形状

簡単に開閉できない構造であって、箱を開封しなくとも中を見ることが出来る窓があること。

《輸送箱の例》

